

# 産業事故や自然災害による被害発生時等における経済産業省への連絡について

(一社)日本アルミニウム合金協会

## 1. 経済産業省への連絡

産業事故、地震・台風等による自然災害による被害は、社会・経済に与える影響も大きく、政府においても迅速かつ適切な対応が求められます。

経済産業省においても、被災状況等を早期に認識・把握することが必要となり、以下の「産業事故」、「自然災害による被害」、「防災関連法令違反」に該当する事象が発生した場合は、管轄する消防署、労働基準監督署等とあわせて、経済産業省及び当協会へ別紙様式等による報告をお願いいたします。

### (1) 産業事故

以下の事故が発生した場合には、発生後できるだけ速やかに第一報を連絡ください。その後、必要に応じ、状況の進展にあわせて追加の連絡をお願いいたします。

- ① 死亡者1名以上
- ② 重傷者（負傷の治療に要する想定期間が30日以上を負傷者）1名以上
- ③ 軽傷者（負傷の治療に要する想定期間が30日未満を負傷者）5名以上
- ④ 生産活動に甚大な影響があった場合
- ⑤ 近隣に1億円以上の物的被害が生じる可能性がある場合
- ⑥ 近隣住民の避難、或いは避難勧告があった場合（火災、有毒ガス漏れ等）。
- ⑦ 発生事故に関して報道機関、所轄官公庁に連絡（報告、届出）が行われた場合。
- ⑧ NHK全国放送、民間全国放送、全国紙で報道されるなど、社会的な影響が大きいと認められる事故。

### (2) 自然災害による被害

以下の被害が発生した場合には、発生後できるだけ速やかに第一報を連絡ください。その後、必要に応じ、状況の進展にあわせて追加の連絡をお願いいたします。

- ① 「震度5弱」以上の地震が発生した都道府県に工場が立地する場合
- ② 台風・大雨による洪水、高潮などの自然災害が発生した都道府県に工場が立地する場合
- ③ 被害に関するプレスリリースや報道機関、所轄官公庁に連絡（報告、届出）が行われた場合
- ④ 生産活動やサプライチェーンへの影響、人的・設備被害が発生した場合
- ⑤ NHK全国放送、民間全国放送、全国紙で報道されるなど、社会的な影響が大きいと認められる災害

### (3) 防災関連法令違反

以下の法令違反が発生した場合には、発生後できるだけ速やかに第一報を連絡ください。

その後、必要に応じ、状況の進展にあわせて追加の連絡をお願いいたします。

- ① 消防法、ガス事業法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、電気事業法等における法令違反が発生した場合
- ② その他NHK全国放送、民間全国放送、全国紙で報道されるなど、社会的な影響が大きいと認められる法令違反が発生した場合

## 2. 事故・災害の連絡

上記の事故・災害については、【経済産業省連絡先】及び【協会連絡先】まで別紙様式等により、内容全てが判明しない時点でも構いませんので、可及的速やかに第一報をお願い致します。その後、事故・被害内容が順次判明次第、同様に別紙様式等を用い、ご連絡をお願いいたします。

**夜間及び休日の場合は、先ず、【経済産業省連絡先】及び【協会連絡先】へ別紙様式等により第一報のご連絡をいただいた後、必要に応じ、下記担当者より電話かEメールで連絡を取らせていただきますので、ご対応のほどよろしくをお願いいたします。**

#### 【経済産業省連絡先】

Eメール ; jiko-houkoku@meti.go.jp (平日・休日)

経済産業省 製造産業局 金属課 (山崎 将弘、植山 真理)

電話03-3501-1926 (平日) FAX03-3501-0195

#### 【協会連絡先】

(一社) 日本アルミニウム合金協会事務局

Eメール ; morimoto-koh@jara-al.or.jp (夜間及び休日可)

電話03-3866-2103 (平日のみ) FAX03-3866-2104

電話050-5236-8031 (夜間及び休日)